

受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)

出張受付は
2月1日(休)から行います。

市・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、市内在住で、令和5年中に所得(営業、農業、不動産、給与、配当など)のあった方

- 次の方は、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告をする必要があります。
 - ・給与所得者で、20万円以下の給与以外の所得がある方
 - ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の年金所得者で、20万円以下の公的年金等以外の所得がある方
 - 次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告義務はありません。
 - ・所得税の確定申告をされる方
 - ・公的年金収入のみの方
 - ・給与所得のみの方で、勤務先から富山市に給与支払報告書の提出がある方(提出の有無は勤務先に確認してください)
- ※給与や年金の源泉徴収票に記載のない社会保険料控除や、生命保険料控除、医療費控除等を受ける方は、申告が必要です。

申告書の提出方法

市・県民税申告…例年、申告受付会場は混みますので、できるだけ**郵送で提出**してください。

【送付先】市民税課(〒930-8510 新桜町7-38)

※申告書には平日の日中につながる電話番号を必ず記入してください。

※申告書や手引きは、市ホームページ(☎1003423)からダウンロードできます。受付期間中、市民税課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センターにも設置しています(1月下旬に配置予定)。

所得税の確定申告については、**電子申告(e-Tax)または郵送で提出**してください。詳細は、6ページをご覧ください。

【送付先】金沢国税局業務センター富山事務室(富山税務署)(〒930-8606 丸の内一丁目5-13)

申告に必要なもの

源泉徴収票や控除証明書などは、令和5年中のものを用意してください。

①	マイナンバーカードまたは通知カード (記載が住民票と一致するもの) ※通知カードの場合は別途、運転免許証や健康保険証など本人確認書類が必要。 ※郵送の場合は、表裏両面の写しを添付。	⑦	障害者控除を受ける方 身体障害者手帳や療育手帳など、障害の程度がわかるもの
②	給与や公的年金の源泉徴収票(「振込通知書」ではありません)	⑧	寄附金税額控除を受ける方 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証や証明書など
③	給与・公的年金以外の収入がある方 収支内訳書、支払証明書、領収書、配当金支払明細書、特定口座年間取引報告書など、収入および必要経費がわかるもの	⑨	昨年分(令和4年分)の確定申告書を提出された方 昨年分(令和4年分)の確定申告書控え
④	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料(※)、その他の社会保険料の支払額がわかるもの (※)日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要。	⑩	所得税の還付を受ける方 申告者本人の振込口座がわかるもの
⑤	生命保険料・地震保険料の控除証明書(保険会社等が発行するもの)	⑪	確定申告で使用する利用者識別番号を持っている方 利用者識別番号またはID・パスワードの通知 (昨年までの申告時に受け取られたA4サイズの通知または税務署から送付されたはがきか封書による通知)
⑥	医療費控除を受ける方 医療費控除の明細書 ※医療費通知(原本)の添付で、明細書の記入を一部省略可能。 ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」が必要。		ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ 所得税の確定申告や市・県民税申告をする場合、ふるさと納税の全ての金額を寄附金控除額の金額に含めて申告する必要があります。

市・県民税の主な変更点

※詳細は、市ホームページ(☎1014141)をご覧ください。

- 上場株式等の配当所得等にかかる課税方式の統一
- 国外居住親族にかかる扶養控除の見直し

郵送などによる申告が困難な方へ

市の申告会場で、対象の申告の受付を行います。お住まいの地域にかかわらず、都合の良い会場を利用してください。なお、駐車場は混みますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

市の申告会場で受け付けできる申告

- ・市・県民税申告
- ・所得税の確定申告のうち、給与・年金所得などの申告、医療費控除などの還付申告

市の申告会場で受け付けできない確定申告

- ・土地や建物、株式などの譲渡所得の確定申告
- ・住宅借入金等特別控除の確定申告
- ・事業所得(営業等・農業)の確定申告
- ・雑損控除の確定申告
- ・不動産所得の確定申告
- ・令和4年分以前の確定申告
- ・青色申告
- ・亡くなられた方の確定申告(準確定申告)

▶上記申告の相談は、富山税務署(申告会場:富山県民会館)へ。詳細は、6ページをご覧ください。

市役所会場 受付時間 9:00~16:00

受付期間	2月16日(金)~3月15日(金) ※(土)(日)(祝)を除く。	会場	市役所 8階801会議室
------	----------------------------------	----	--------------

出張受付会場 受付時間 9:30~15:00

受付日	会場
2月1日(木)	水橋中部地区センター(水橋館町)
2月2日(金)	呉羽会館(呉羽町)
2月5日(月)	四方地区センター(四方)
2月6日(火)	エコタウン交流推進センター(岩瀬天池町)
2月7日(水)	蜷川地区センター(赤田)

受付日	会場
2月8日(木)	岩瀬地区センター(岩瀬御蔵町) 新庄北地区センター(新庄本町二丁目)
2月9日(金)	新庄地区センター(新庄町一丁目)
2月13日(火)	豊田地区センター(豊田本町一丁目)
2月14日(水)	山室地区センター(中市二丁目)
2月15日(木)	

次の会場は事前予約が必要です

希望日の前日(土)(日)(祝の場合その前日)までに、次の^{ライン}LINE先行予約または予約専用ダイヤルで事前予約をお願いします。

出張受付会場 受付時間 9:30~15:00

受付期間	要予約 会場	LINE先行予約期間	電話予約期間
2月1日(木)~7日(水) ※(土)(日)を除く。	大久保ふれあいセンター(下大久保)	1月22日(月)~2月6日(火)	1月25日(木)~2月6日(火)
2月14日(水)~20日(火) ※(土)(日)を除く。	八尾コミュニティセンター(八尾町井田)	1月22日(月)~2月19日(月)	2月7日(水)~2月19日(月)
2月22日(木)~28日(水) ※(土)(日)(祝)を除く。	大山会館(上滝)	1月22日(月)~2月27日(火)	2月15日(木)~2月27日(火)
3月1日(金)~15日(金) ※(土)(日)を除く。	婦中行政サービスセンター(婦中町速星)	1月22日(月)~3月14日(木)	2月22日(木)~3月14日(木)

※予約専用ダイヤル以外の電話や市役所などの窓口では受け付けできません。

※予約開始直後は大変混みます。電話が繋がらない場合は、時間を空けてかけ直すか、LINEから予約してください。

LINE先行予約 …富山市LINE公式アカウントの「予約メニュー」から予約してください。

受付時間 24時間

※締切は希望日の前日(土)(日)(祝の場合その前日)17:00まで。



友達追加は
こちらから

予約専用ダイヤル

☎443-2116

受付時間 9:00~16:30

※(土)(日)(祝)を除く。

令和5年分の確定申告のお知らせ

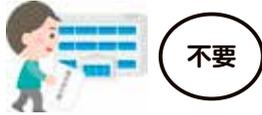
確定申告は自宅から \ パソコンでも / スマホでe-Tax!



確定申告に関する
質問はこちら

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要

※一部の書類は除きます。

確定申告期間の利用可能時間



24時間
いつでも

※メンテナンス時間を除きます。

還付金



早く
受け取れる

3週間程度で還付します
※書面提出の場合は1カ月～
1カ月半程度で還付します。

国税庁ホームページの便利な機能！

スマホで申告

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取ると、自動入力されます。



パソコンで申告

スマホがICカードリーダーの代わりになります。

<用意するもの>

- ① マイナンバーカード
② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
※ICカードリーダー不要。



確定申告書の
作成はこちら

確定申告書の作成方法を、動画でも案内しています。



確定申告会場

申告会場

富山県民会館(新総曲輪)

無料駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

開設期間

2月16日(金)～4月1日(月) 9:00～16:00

(土)祝は開設しませんが、2月25日(日)は開設します。

※所得税および復興特別所得税、贈与税の申告期限は、3月15日(金)です。

入場条件

「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、国税庁LINE公式アカウントで事前発行しているほか、申告会場ですぐ配布します(配布枚数には限りがあります)。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)と署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁～16桁)を確認の上、持参してください。



国税庁
LINE公式アカウント

会場では、自分のスマホを使って申告していただいています。

◆ふるさと納税をされた方は注意してください！

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が医療費控除などで確定申告を行う場合は、ワンストップ特例が適用されません。確定申告には、ふるさと納税の金額を寄付金控除の計算に含める必要があります。

◆詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ

富山税務署 ☎432-4191(自動音声案内)

令和5年度住民税非課税世帯を対象に

物価高騰支援給付金7万円 と 灯油等購入費助成金5千円

を支給します

※令和5年度住民税とは、令和4年1月から12月までの収入(所得)に基づき課税される税金です。

対象世帯

令和5年12月1日時点で富山市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税で、次の①、②に該当する世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯などは対象外です(令和4年中に親に扶養されていた大学生の単身世帯、子や配偶者などに扶養されていた世帯、事業専従者からなる世帯など)。

※転入した方で、すでに他自治体で物価高騰支援給付金(7万円)と同様の給付金を受給した世帯は、物価高騰支援給付金(7万円)の対象とはならず、灯油等購入費助成金(5千円)のみの対象となります。

① 令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金(前回の給付金)3万円を受給した世帯

手続きは不要です

対象の世帯には、振込予定日などを記載した案内はがきを1月末に発送し、前回の給付金(3万円)振込口座に振り込む予定です。

※前回の給付金を世帯主名義以外の口座で受け取られた世帯や、世帯主名義と口座名義が一致しない世帯などについては、「②その他の世帯」となる場合があるので注意してください。

辞退する場合や支給要件に該当しない場合は、速やかに下記コールセンターまでお問い合わせください。

② ①以外の世帯 (前回の給付金を受給していない世帯や、令和5年6月2日以降に富山市に転入した世帯など)

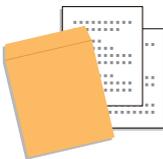
確認書の返送が 必要です

支給対象の可能性のある世帯主へ、確認書を1月末に発送します。令和6年4月30日(必着)までに、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。申請受付後、おおむね1カ月後に口座に振り込みます(書類の不備などにより遅れる場合があります)。

必要書類

●世帯主本人が申請する場合

- 世帯主の本人確認書類の写し
- 振込口座が分かるものの写し(世帯主名義に限る)



●代理人が確認、申請(請求、受給)する場合

- 代理人の本人確認書類の写し
- 振込口座が分かるものの写し
- 法定代理人の場合は、法定代理人であることや、代理権が付与されていることが確認できる書類

支給後に対象外と判明した場合は、給付金等を返還していただきます。支給要件をよく確認し、給付金等を受給してください。

！ 振り込め詐欺や、個人情報聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。

配偶者からの暴力を理由に避難するなど、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方や、修正申告などにより令和5年12月2日以降に令和5年度住民税が非課税となった方も対象となる場合があります。詳細は、コールセンターへお問い合わせください。

問い合わせ

富山市物価高騰支援給付金等
コールセンター ☎481-7744
受付時間 平日9:00~17:00